

山武郡市広域行政組合集中改革プランの取組状況

- プランの名称 : 山武郡市広域行政組合集中改革プラン
- 計画期間 : 平成20年度～平成22年度(3年間)
- 公表日 : 平成21年6月1日

1 プラン策定にあたっての基本的な考え方など

山武郡市広域行政組合では、経費の削減を始め、非常勤職員の活用、給与の適正化、入札・契約制度の見直し、財産の適正管理等、部分的には行政改革を実施してきましたが、集中改革プラン自体は策定しておりませんでした。

そこで当組合では、平成20年8月に行政改革推進本部を設置し、集中改革プランの策定に向け、協議、検討を重ね、組合内での意思統一を図り、具体的かつ集中的に行政改革に取り組むため、集中改革プランを策定しました。

2 事務事業の再編・整理、廃止・統合

【集中改革プランに基づいて実施する主な取組】

- (1) 組織機構改革及び事務分掌の見直しに取り組み、組織全体としての合理化を図る。
- (2) 行政評価システム等を参考とし、事務事業評価の手法を調査、研究し、事務事業の評価を行う。
- (3) 所期の目的を達成した事業の廃止、縮小等により事務事業の整理合理化を推進する。

実績

【22年度まで】

- ・組織と事務分掌の見直しについて調査検討し、条例改正など必要な整備を行った。
- ・事務事業評価の導入に向け、平成21年度は調査検討を行い、平成22年度は策定したシステムの試行を行った。

3 民間委託の推進（指定管理者制度を含む）

【集中改革プランに基づいて実施する主な取組】

事務事業の全部又は一部の可能な部分について、民間委託を推進するとともに、公の施設について、指定管理者制度導入の検討を行う。

実績

【22年度まで】

- ・平成21年度は、広域斎場など3施設の管理運営について指定管理者制度の導入について調査検討を行った。うち、し尿処理施設は当該制度に適合しないことを確認した。
- ・平成22年度は、引き続き広域斎場及び養護老人ホーム（デイサービスセンターを含む。）の指定管理者制度導入について調査検討を行った。
広域斎場については、経費削減が見込めないこと、及び大幅なサービスの向上が見込めないことから、制度の導入を見送ることとした。
養護老人ホームについては、費用対効果の検証まで至らなかったことから、第2次集中改革プランで継続して検討する。

4 定員管理の適正化

管理者及び教育委員会の事務局

【数値目標】

数値目標			
H22. 4. 1	H27. 4. 1	H22 対 H27	
職員数	職員数	増減数	増減率
87 人	72 人	▲15 人	▲17.2%

【達成のための具体的手法】

- ・非常勤職員を活用し、常勤職員の採用を抑制する。
- ・5年間の退職予定者数21人に対する一部不補充により、職員数15人の削減を図る。

消防機関

【数値目標】

数値目標			
H22. 6. 1	H27. 4. 1	H22 対 H27	
職員数	職員数	増減数	増減率
258 人	273 人	15 人	5.8%

【達成のための具体的手法】

- ・消防職については、国の基準を大きく下まわっているため、計画から除くこととしていたが、適正な人員配置を行うためにも、計画に盛り込むこととした。(平成22年度)
- ・指揮隊の整備(要36名)及び職員の大量退職による消防力の低下の防止を考慮し、職員の創意工夫により、5年間で増員を15名に抑制する。

実績

【22年度まで】

	管理者及び教育委員会 の事務局	消防機関
・平成22年4月1日	87人	
・平成22年6月1日		258人
・平成23年4月1日	85人(進捗率 13.3%)	258人(進捗率 0.0%)

5 手当の総点検をはじめとする給与の適正化

【集中改革プランに基づいて実施する主な取組】

- (1) 国、県、構成市町の給与水準や運用等を参考とし、職員給与の適正化を図る。
- (2) 厚生福利事業助成金の削減に努める。
- (3) 能力・実績主義を重視した公正かつ客観的な人事評価制度の構築に取り組む。

実績

【22年度まで】

- ・平成20年度に、特殊勤務手当の改正（1手当見直し）により前年度比793千円を削減
- ・平成21年度に、特殊勤務手当の改正（1手当廃止、2手当見直し）により前年度比462千円を削減
- ・平成21年度に、厚生福利事業助成金の休止により2,054千円を削減（平成22年度も休止を継続）
- ・平成21年度から、人事評価制度の導入に向け調査検討を行った。

6 経費削減等の財政効果

【集中改革プランに基づいて実施する主な取組】

- (1) 負担金の負担基準を見直し、各業務の現状に合った負担基準を定める。
- (2) 入札対象事業の拡大を図るとともに、一般競争入札、電子入札について分析調査を行う。また、契約制度についての見直しを行う。
- (3) 事務用品、光熱水費、通信費等の物件費について、徹底した見直しを行い、支出の抑制を図る。
- (4) 被服等の職員への貸与品について、徹底した見直しを行い、支出の抑制を図る。
- (5) 使用料・手数料の適正化、未収納対策の強化を図るとともに、施設資産の更新、改修計画の策定・見直しを行い、資産の有効活用、長寿命化に努める。
- (6) 資産・債務管理、費用管理及び財務情報のわかりやすい開示等の向上を図り、財務書類の作成基準等を見直しを行い、公会計の整備を推進する。

実績

【22年度まで】

- ・平成21年度の市町負担金の負担基準については、財政力割の負担割合算出における合併にかかる費用を検討し、基準財政需要額から合併特例債を控除することとした。
- ・平成22年度は、電子計算業務費及び消防費の負担基準について、構成市町と協議し、見直しを行った。
- ・平成21年度は、一般競争入札に係る調査検討を行い、これに基づき規程等の整備を行い、一般競争入札を実施した。
(平成21年度 1件、平成22年度 4件)
- ・事務用品、被服費、通信費の適正化に努めた。(平成19年度比で、平成20年度は2,663千円、平成21年度は8,570千円、平成22年度は8,106千円の節減効果があった。)
- ・平成21年度は、行政財産使用料について調査検討を行い、平成22年度から新たな使用料の徴収を実施した。(194千円の増収)